○内閣府告示第百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び萩市並びに山口県阿武郡阿武町

二　地域再生計画の名称　阿武萩地域の自然と文化にふれあう交流のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　萩市及び山口県阿武郡阿武町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び岩国市

二　地域再生計画の名称　人と海と地域の交流ひろがるみなとまち再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩国市及び柳井市の区域の一部（由宇港、柳井港及び通津漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び美馬市

二　地域再生計画の名称　四国のまほろば美馬市再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　美馬市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県並びに徳島県勝浦郡上勝町及び勝浦町

二　地域再生計画の名称　徳島東部の基盤整備による農林業の生産性・収益性の向上を支援する計画

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県勝浦郡上勝町及び勝浦町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び徳島県美馬郡つるぎ町

二　地域再生計画の名称　生きがいのある暮らしと活力ある地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県美馬郡つるぎ町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県

二　地域再生計画の名称　とくしま・水のかがやき再生計画（第三期）

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　阿南市

二　地域再生計画の名称　ＬＥＤで再光！「光のまち阿南」地域ルネッサンス事業

三　地域再生計画の区域の範囲　阿南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　美馬市

二　地域再生計画の名称　官民の共創と協働の人材育成・雇用の創造による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　美馬市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県及び香川県小豆郡土庄町

二　地域再生計画の名称　安全で活力あるみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　香川県小豆郡土庄町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び高知県安芸郡芸西村

二　地域再生計画の名称　小さくても元気で輝く村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県安芸郡芸西村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）